

危険物新聞

第 266 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 川 井 清 治 郎
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717. 5910
定価 1部 30円

屋外タンクの新技术基準きまる 保安距離、防油堤を強化

一昨年12月の三菱石油 燐油流出事故以来、屋外タンクの技術基準について、見直しが行われていたが、13ヶ月ぶりようやく1月16日、消防庁より運用方針として発令された。

これは石油コンビナート 災害防止法公布に伴う危険物関係政省令の改正が4,5月頃に予定されているので、その間はこの運用方針によるものである。

敷地境界より保安距離 防波堤はタンクの110%以上

新基準の改正主要点は次のとおりである。

1. 位置に関すること

(1) 保安距離（引火性危険物のみ適用）

特定物件からの保安距離規制のほかに、敷地境界からタンク側板までに最低10メートル（石油コンビナートでは50メートル）又は、タンク直径を基準とする計算距離の大きい値の距離を確保すること。

なお、この保安距離を確保できないときの代替設備として、不燃材構造による防火上有効な防火塀又は散水装置を設けることができる。

(2) 保有空地

2以上の屋外タンクが同一敷地内に隣接して設置するときは、相互間の保有空地の緩和規定が大幅に適用されない。

なお、この規定による空地を確保できないときの代替設備として冷却用散水設備を設けることができる。

2. 設備に関すること

(1) 防油堤

① 容量

従前は引火点140°C以下の第4類危険物にのみ適用されていたが、第4類の危険物及び第4類以外の危険物で常温で液状のもの（例えば濃硫酸、濃硝酸等）を貯蔵するすべてのタンクに適用される。

容量は、1基のタンクについてはタンク容量の110%（非引火性危険物は100%）2基以上の場合は最大タンクの110%（非引火性危険物は100%）以上とすること。

タンク容量が1000キロリットル未満で、高さが10メートル未満のタンクで、この容量を確保できないときは、二次防油堤を設けることができる。

② 規模

1つの防油堤の面積が制限され、また1つの防油堤内のタンク数は10基以下とすること。

③ 防油堤とタンクの間隔（非引火性危険物は除く）従前規定されていなかったが、タンク高さの3分の1以上、直径15メートル以上のタンクはタンク高さの2分の1以上とすること。

④ タンクの配置（非引火性危険物は除く）
タンクの配置は2列以下とすること。

⑤ 構内道路との関係（非引火性危険物は除く）
防油堤は消防活動に支障のないような構内道路又は空地と接していること。

ただし200キロリットル以上のタンクについては道路幅が定められている。

⑥ 防油堤の構造

鉄筋コンクリート造の場合は、高さが0.5メートル以上壁厚は20センチメートル以上とすること。

なお、この新基準により、41.11.28付通達防油堤の設定に関する運用基準は廃止される。

⑦ 仕切堤

10,000キロリットル以上のタンクの防油堤には、タンクごとに仕切堤を設けること。

⑧ 防油堤と配管

配管は原則として防油堤を貫通させないこと。又、防油堤内には堤内タンクに接続する配管以外の配管は設置しないこと。

⑨ 既存タンクの適用除外

既存タンクについては、規模、堤とタンク間隔、配管、構内道路については適用されないが、容量、構造については適用される。又、1000キロリットル未満で、高さが10メートル未満の既存タンクで、防油堤容量が新基準に適合するもの、又は引火点が130℃以上のもの若しくは非引火性危険物については⑥の構造規定によらないことができる。

(2) 危険物事業所からの流出防止措置
事業所内で流出した危険物が敷地外へ排水口

等を通じて流出しないような措置を講ずること。

(3) 半固定式消火設備

屋外タンクに設備する半固定式消火設備（泡混合装置及び加圧送水装置をもたないもの）は第3種消火設備としてはみとめないこと。

3. 既設タンクへの適用

特例を除き原則的に新基準は既設タンクにも適用される。その改修期限は次のとおり。

- ① 保安距離……おおむね1年
- ② 保有空地……おおむね5年
- ③ 防油堤……ほとんどの項目についておおむね5年
- ④ 半固定式消火設備……固定式に改修おおむね5年



安全な社会環境づくりに奉仕する

ハツタ

近代社会の繁栄は
産業・文化の発展に
支えられたものであると同時に
〈防災〉によって支えられたもの。
防災事業が果たす役割とは——
『ハツタの自覚』の原点。



消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社・工場

大阪府枚方市招提田近3-5 丁573
電話 0720-56-1281(代)

大阪営業所
堺出張所

電話 06-473-4821~4
電話 0722-21-3444

屋外タンク貯蔵所の技術上の基準に関する運用指針

屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備について危険物の規制に関する政令が改正されるまでの間は、この指針にしたがって指導すること。

1 位置に関する事項

(1) 保安距離

ア 屋外タンク貯蔵所（常温で液状の引火性の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものに限る。）の位置については、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第11条第1号の規定によるほか、当該屋外タンク貯蔵所の存する事業所の敷地の境界線から当該屋外貯蔵タンク（以下「タンク」という。）の側板までの間に当該タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物の引火点に応じて次の算式により算出した値（当該数値がタンクの高さより小である場合は高さ）又は50mのうちいずれか大なる方の数値以上の距離を確保すること。

㉞ 引火点が 21°C 未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所

$$L=1.8D$$

㉟ 引火点が 21°C以上 70°C未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所

$$L=1.6D$$

㊱ 引火点が 70°C 以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所

$$L=1.0D$$

㊲ 上記の式においてLは、必要とする距離（単位：m）

Dは、タンクの直径（単位：m）を表わすものであること。

上記の場合において、当該タンクの存する事業所の敷地に接して、道路（石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域（以下「石油コンビナート区域」という。）内の事業所相互間に存するものを除く。）及び政令第9条第1号イ、ロ若しくはハに掲げる対象物（以下「保安対象物」と総称する。）が存せず、かつ、保安対象物が将来においても設置されるおそれがない区域（石油コンビナート等災害防止法第33条に規定する緑地等又は公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第3項第2号に規定する緑地その他これに類する施設が設

置されている区域を除く。）が存在するときは、当該区域は上記の距離の確保にあたってこれを含めることができるものとする。

イ 昭和51年1月16日までに許可を受けた屋外タンク貯蔵所（以下「既設の屋外タンク貯蔵所」という。）のうち、次の㉞又は㉟に掲げるものについては、アによらないことができること。

㉞ 石油コンビナート区域に存する危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所であって、同条第4号又は第5号の規定による第1種事業所又は第2種事業所に該当しないこととなる事業所（以下「その他事業所」という。）に係る屋外タンク貯蔵所

㉟ 石油コンビナート区域以外の区域に存する事業所に係る屋外タンク貯蔵所

ウ 次の㉞から㉟に掲げる屋外タンク貯蔵所については、アにおいて「50m」とあるのは「10m」に読み替えて適用するものとする。

㉞ 石油コンビナート区域に存する第2種事業所に係る容量1,000Kℓ未満の屋外タンク貯蔵所

㉟ 石油コンビナート区域に存するその他事業所に係る新設の屋外タンク貯蔵所（昭和51年1月17日以降の許可に係る屋外タンク貯蔵所をいう。以下同じ）

㊱ 石油コンビナート区域以外の区域に存する事業所に係る新設の屋外タンク貯蔵所

注）石油コンビナート等災害防止法第2条第4号又は第5号に規定する第1種事業所又は第2種事業所の規模としては、おおむね、第1種事業所においては当該事業所に係る製造所等において貯蔵し、又は取り扱う第4類の危険物（第1石油類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類に限る。以下「石油類」という。）の量が10,000Kℓ以上、高圧ガスの処理量が100万～200万N㎡以上、第2種事業所においては、石油類については1,000Kℓ以上、高圧ガスについては20万N㎡以上等とすることを検討中である。

(2) 保有空地

2以上の屋外タンク貯蔵所で下記ア及びイに掲げる危険物を貯蔵し、又は取り扱うものを同一の敷地内に隣接して設置する場合におけるタンク相互間の空地の幅は、当該タンクで貯蔵し、又は取り扱う危険物の引火点に応じて次によること。ただし、容量が10,000Kℓ未満の既設の屋外タンク貯蔵所については、この限りでない。

ア、引火点が70°C未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所政令第11条第2号ただし書及び危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第15条の規定による軽減措置を認めないこととする。

イ 引火点が70°C以上200°C未満の危険物を貯蔵し、又は取扱う屋外タンク貯蔵所

政令第11条第2号ただし書及び規則第15条の規定による空地の幅の軽減は、3分の1を限度とすること。ただし、空地の幅は、3m未満とすることはできないこと。

2 設備に関する事項

(1) 防油堤

ア 設置対象

防油堤は、第4類の危険物及び第4類以外の危険物で常温で液状のものを貯蔵するすべてのタンクに設置すること。

イ 容量

(ウ) 容量は、1のタンクの周囲に設ける防油堤にあっては、当該タンクの容量の110%以上とし、同一の敷地内において隣接して接置された2以上のタンクの周囲に設ける防油堤にあっては、当該タンクのうち、その容量が最大であるタンク(最大タンクが2以上ある場合は、当該最大タンクの1のタンク)の容量の110%以上とすること。

(イ) 防油堤の容量の算定にあたっては、容量が最大であるタンク以外のタンクの防油堤の高さ以下の部分の容量、当該防油堤内にあるすべてのタンクの盛基礎部分の体質及び仕切堤の体積は、防油堤の容量に算入しないで算定すること(別図1参照)。

(ウ) 引火性を有しない危険物(以下「非引火性危険物」という。)を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵タンクの周囲に設ける防油堤にあっては、(ウ)の「110%」は「100%」と読み替えるものとする。

(エ) なお、既存の屋外タンク貯蔵所の防油堤を改修するにあたっては、現に存する道路を廃止することによって防油堤の容量等を確保する方法はとらないよう指導すること。

ウ 規模の制限

1の防油堤の規模は、次によること。ただし、非引火性危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを収納するものにあつてはこの限りでない。

(ウ) 1の防油堤の面積は、80,000㎡以下であること。

(イ) 1の防油堤に収納されるタンク数は10(容量が200Kℓ以下のタンクで引火点が70°C以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては20)以下であること。

エ 防油堤とタンクとの間隔

防油堤と当該防油堤内に収納するタンク(非引火性危険物を貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)との間隔は、直径15m未満のタンクにあってはタンク高さの1/2以上、その他のタンクにあってはタンクの高さの1/3以上の幅とすること。

オ 防油堤内のタンク配置

1の防油堤内のタンク(非引火性危険物を貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)は、2列以下となるように配置すること。また、同一敷地内において、2以上の防油堤を接して設ける場合も同様とする。

ただし、容量が200Kℓ未満のタンクで引火点が70°C以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、この限りでない。

カ 構内道路との位置関係

防油堤(非引火性危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを収納するものを除く。)は、その周囲(同一敷地内において、2以上の防油堤を接して設ける場合にあっては、当該防油堤の接続した部分を除く部分の周囲)が次表に掲げる路面幅員を有する構内道路と接するように設置すること。ただし、容量が200Kℓ未満のタンクを収納する防油堤にあっては、消防活動に支障がないような道路又は空地に接していれば足りるものとする。

情熱の新発売! ヤマト消火器

ヤマト

エクセル EXCEL

蓄圧式ABC粉末消火器

区分 タンク容量	構内道路の路面幅員	
	引火点 70°C 未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを収納する防油堤	引火点 70°C 以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを収納する防油堤
5,000Kℓ以下	6m	6m
5,000Kℓをこえ 10,000Kℓ以下	8m	
10,000Kℓをこえ 50,000Kℓ以下	12m	8m
50,000Kℓをこえるもの	16m	

キ 構造

防油堤は、鉄筋コンクリート造又は盛土造とし、その構造は次によること。

(ア) 鉄筋コンクリート造の防油堤 (別図2参照)

- ① 高さは、0.5m以上とすること。
- ② 壁厚は、0.2m以上とすること。
- ③ 鉄筋は、原則として JISG 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」のうち、SD24、SD30又はSD35を用いることとし、防油堤としての強度計算にあたっては、当該鉄筋の許容引張応力度は、次の値とすること。

鉄筋の種類	SD24	SD30	SD35
	許容引張応力度 (Kg/cm ²)	1,400	1,800

- ④ 鉄筋の直径は、主鉄筋にあっては13mm以上、その他の鉄筋にあっては9mm以上とすること。
- ⑤ コンクリートのセメント基準重量は、280Kg/m³とし、その許容圧縮応力度は、70Kg/cm²とすること。

⑥ 鉄筋のかぶり(鉄筋の表面とコンクリートの表面の最短距離で測ったコンクリートの厚さをいう。)は、50mm以上とすること。

⑦ 防油堤には、おおむね20mごとに目地を設け、当該目地には、銅等の金属材料で作った伸縮継手を設けること。この場合において、目地部分は、水平方向の鉄筋により目地をはさんで相互の鉄筋が接続されていること。

⑧ 溝渠等は基礎に支障を生じさせるおそれのある位置に設けないこと。

⑨ 基礎底面と地盤との間に空間を生ずるおそれがある場合は、あらかじめ、矢板等を設けることにより危険物が流出しないよう措置を講ずること。

(イ) 盛土造の防油堤 (別図3参照)

- ① 高さは、0.5m以上とすること。
- ② 天端幅は、1m以上とし、法面勾配は、1:1以下とすること。
- ③ 透水性が大きい盛土材料を用いる場合は、防油堤の中央部に粘土、コンクリート等で造った壁を設けること。
- ④ まき出し厚さは、300mmを超えないものとし、ローラ等の締め固め機械を用いて十分に締めること。
- ⑤ 表面は、コンクリート、コンクリートブロック、アスファルト、芝生(常緑のものに限る。)等により被覆すること。

なお、これにより昭和41年11月28日付自消丙予発第155号「防油堤及び屋内貯蔵所の貯蔵倉庫の設置に関する運用基準について」予防課長通達のうち防油堤の設置等に関する運用基準は廃止するものとすること。

ク 仕切堤

容量が10,000Kℓ以上のタンクを収納する防油堤には、タンクごとに仕切堤を設置すること。この場合、

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置 }
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
 泡・ガス・エアーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
 斉田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル(株)
 ヤマト消火器(株)

代理店

株式会社
三和商会
 TEL 06 (443) 2456

盛土造の仕切堤の高さは、防油堤の高さから0.2mを減じた高さ以下で、かつ、0.3m（防油堤に収納されるタンクの容量の合計が20万Kℓを超える防油堤に設けるものあって1m）以上とし、その構造は、原則としてキ(イ)の盛土造の防油堤の構造の例によること。ただし、すでに設置されている仕切堤については、この限りでない。

ケ 防油堤及び仕切堤の保護措置等

(ア) 配管は、原則として、防油堤又は仕切堤を貫通して設置しないこと。止むを得ず貫通させる場合においては、当該防油堤又は仕切堤に悪影響を及ぼさないよう保護措置を講ずること。（別図4参照）

(イ) 防油堤内には、当該防油堤内のタンクに接続する配管以外の配管を設置しないこと。

コ 弁の開閉装置等

(ア) 防油堤（容量が1,000Kℓ未満のタンクを収納するものを除く）に設ける水抜口の弁等には、弁等の開閉状況を容易に確認できる装置を設置すること。

(イ) 容量10,000Kℓ以上のタンクを収納する防油堤内のためますその他流出した危険物を容易に覚知できる箇所に流出した危険物を自動的に検知できる装置（直ちに必要措置を講ずることができる場所にその事態を警報できるものに限る。）を設けること。

サ 堤内出入階段等の設置

防油堤又は仕切堤のうち高さが1mを超えるものには、おおむね30mごとに当該防油堤又は仕切堤の内部に出入りするのための階段等を設けること。

シ なお、上記基準のうち、既存のタンク貯蔵所については、ウからカまで及びケ(イ)の基準によらないことができるものとし、また、容量が1,000Kℓ未満で、かつ、高さが10m未満の既存の屋外タンク貯蔵所であって、イの基準を満足するもの又は引火点が130℃以上の危険物を貯蔵するもの若しくは非引火性危険物を貯蔵するものあっては、キの基準によらないことができるものとする。

(2) 危険物事業所から危険物の流出防止措置

屋外タンク貯蔵所を設置する事業所においては、その敷地内において貯蔵し、又は取り扱う危険物が万一流出した場合に、当該敷地の排水口等を通じて敷地の外部に危険物が流出しないよう排水口付近等に流出を防止することができる弁又は門扉の設置等必要な措置を講じるよう指導すること。

(3) 消火設備

屋外貯蔵タンクに設置する半固定式消火設備（タンクに設ける泡を放射する固定の消火設備であって、泡混合装置及び加圧送水装置を有しないものをいう。）は、第3種消火設備として認めないものとする。

3 代替装置に関する事項

既設の屋外タンク貯蔵所のうち、1及び2による措置を講ずることができないものあっては、次に掲げる措置によることができること。

(1) 1(1)の保安距離を確保できない屋外タンク貯蔵所においては、不燃材料（政令第11条第1号において例とされる政令第9条第1号に規定する不燃材料をいう。）で造った防火上有効なへい、防火上有効な散水設備等を設置すること。

(2) 1(2)のタンク相互の空地の幅を確保できない屋外タンク貯蔵所においては、別添1「タンクの令却用散水設備に関する暫定指針」による令却用散水設備を設置すること。ただし、引火点が70℃以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所については、延焼防止有効な放水銃等を設置することによって措置することができるものとする。

(3) 2(1)の防油堤に関する事項のうち、2(1)イの容量を確保できない屋外タンク貯蔵所(2)(1)アにより新たに防油堤を設けることとなるものを除く。）においては、次に掲げるいずれかの措置を講ずることができるものとする。

ア 引火点が70℃以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所を収納する防油堤においては、防油堤間を連結する次に掲げる連結工を設置すること。

(ア) 連結工は、2以上の防油堤を相互に連結することができること。

(イ) 容量は、連結した2以上の防油堤において2(1)イによる容量を満足するものとする。

(ウ) 連結工の構造は、追って通知すること。

(エ) 連結工によって連結する防油堤は、2(1)のうち、既設の屋外タンク貯蔵所に係る事項に適合するものであること。

ただし、容量が1,000Kℓ未満で、かつ、高さが10m未満のタンクについては、この限りでない。

イ 容量が1,000Kℓ未満で、かつ、高さが10m未満のタンク（非引火性危険物のタンクを除く。）を収納する防油堤にあってはアの措置又は当該防油堤の周囲に次に掲げる防油堤（以下「二次防油堤」という。）を設置すること。

(ア) 二次防油堤は、2以上の防油堤を囲むものであってもさしつかえないこと。

(イ) 二次防油堤の容量は、1の防油堤の周囲に設置するものあっては、当該防油堤の容量と2(1)による容量との差の容量を収納できる容量とし、2以上の防油堤の周囲に設置するものあっては当該2以上の防油堤ごとの容量と当該2以上の防油堤ごとの2(1)イによる容量との差のうち最大の容量を収納でき

る容量とすること。

- (ウ) 二次防油堤は、鉄筋コンクリート造又は盛土造とし、その構造は、次によること（別図第 5 参照）。
- ① 鉄筋コンクリート造の二次防油堤にあっては、高さ 0.3m 以上、鉄筋の直径 9mm 以上、壁厚 0.15m 以上とするほか、キ(ア)の鉄筋コンクリート造の防油堤の構造の例によること。
- ② 盛土造の二次防油堤にあっては、高さ 0.5m 以上とするほか、キ(イ)の盛土造の防油堤の構造の例によること。
- (エ) 二次防油堤には、その内部の滞水を外部に排出するための水抜口を設けるとともに、これを開閉する弁等を当該二次防油堤の外部に設けること。
- (オ) 二次防油堤の保護措置及び当該堤内に出入するための階段等の設置については、2(1)ケ(ア)及びサによること。
- (4) 2(1)アにより、新たに防油堤を設けることとなる屋外タンク貯蔵所については次によることのできるものとする。
- ア 防油堤の構造は、3イ(ウ)からオまでの二次防油堤の構造の例によることのできるものとする。
- イ 1 の防油堤によって 2(1)イの容量を確保することができない場合には次によることのできるものとする。
- (ウ) 2 以上の屋外貯蔵タンクに係る防油堤を連結工によって相互に連結すること。この場合においては、その容量の算定は 3(3)ア(イ)の例によるものとする。
- (イ) 1 又は 2 以上の防油堤の周囲に(3)イの二次防油堤の例により更に防油堤を設けること。
- ウ 屋外貯蔵タンクの周囲に防油堤を設置することが困難な場合においては、事業所の周囲その他事業所の敷地内の適切な場所に危険物が事業所外に流出することを防止するための堤を設けることとしてさしつかえな

いものとする。

4 経過期間

- 1 及び 2 のうち、既設の屋外タンク貯蔵所に適用されるものについては、次に掲げる期限を目途として所要の措置（3 の代替措置を含む。）を講ずるよう指導すること。
- (1) 1(1)の保安距離については、石油コンビナート等特別防災区域指定後おおむね 1 年。
- (2) 1(2)の保有空地については、おおむね 5 年
- (3) 2(1)の防油堤のうち、容量、高さ、構造、仕切堤及び 2(1)アにより新たに防油堤を設けることとなる屋外タンク貯蔵所の防油堤については、おおむね 5 年、並びに防油堤等の保護措置及び排水設備については、おおむね 2 年
- (4) 2(3)の屋外貯蔵タンクの消火設備については、おおむね 5 年。

5 タンクの基礎に関する事項

タンクの基礎については、別添第 2 タンクの基礎に関する暫定指針によること。

6 タンクの構造に関する事項

タンクの構造については、別添第 3 タンクの構造に関する暫定指針によること。

<注> 紙面の都合で、防油堤構造図等の添付図面省略。

なお、この通達には、別添 1、別添 2、別添 3 が添付されている。

屋外タンク通達集 1 部 300 円

大阪市危険物品協会では、タンク技術基準運用指針（別添 1. 2. 3 付）を複製、希望者に頒布します。

大阪市危険物品協会 531—5910

保安用品と消火装置

総合防火商社



株式
会社

マルナカ

大阪市北区豊島町 25 TEL 371—7777(代)

支店 東 京・神 戸

合格発表 3月18日

大阪府で甲と乙4の試験実施

大阪府では、50年度第3回危険物取扱者試験を2月25日府立大学で、甲種と乙種第4類について実施した。

合格発表は、3月18日、合格者の免状交付は4月20日になる。

なお受験者は、甲種938名、乙種第4類4,383名であった。

危険物業務管理の教養講座

施盛況裡に24日から（大阪市）

大阪市危険物協会では、危険物業務担当者の上級教養講を、2月24日から4月12日まで延10日間にわたり、大阪市消防局のご協力により大阪科学技術センターで開設する。

この講座は、危険物業務担当者に高度の知識を修得し、そのレベルアップをはかるため、主に施設の技術基準、申請要領等について延30時間行われるものである。この企画はかねてより関係業界から熱望されていたがようやく実現したもので、締切り日を待たず満席の申込みがあった。

なお講座は51年度も継続して行われる予定である。

春の火災予防運動

2月29日～3月13日

今年の全国春の火災予防運動が、2月29日から2週間行われる。

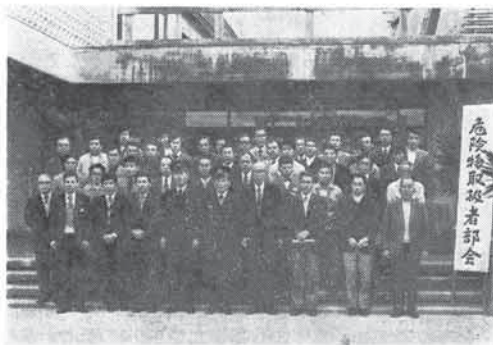
前半は車両防火に重点がおかれ、後半は一般火災予防運動が主体となる。

危険物運搬車の街頭取締も

又、車両防火運動の一環として3月早々には府下一せいに、危険物移送車両、運搬車両の街頭検査も行われる。で、関係者はこの機会に車両の点検整備を行われたい。

河内長野市で危険物研修会

河内長野市防火協会危険物部会では、1月9日市民会館で、同市消防長中西一男氏を講師として招き、管内の危険物火災事例を中心に研修会を開催した。



消防機器の
トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで

EJ9 森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)